



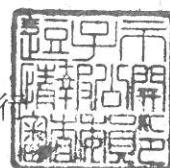
第5号様式

勸 告 書

3 1 逗 情 審 発 第 7 号
2019 年（令和元年）6 月 18 日

逗子市長 桐ヶ谷 寛 様

逗子市情報公開審査委員 前 田 康 行



逗子市情報公開条例第15条第3項の規定により、次の措置をとるよう勧告
します。

1 不服の申出の内容

別紙中、「Ⅲ 不服申出の趣旨」のとおり

2 勧告の内容

別紙のとおり

I 処理の結果

次のとおり勧告する。

実施機関は、非公開決定がなされた情報につき、公開すべきである。

II 不服申出に至る経緯

1 情報公開請求

申出者は、平成31年3月8日、逗子市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき、「平成30年度第7回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会作業部会(ワーキンググループ)概要にある「連携の概念図」(以下「本件請求情報」という。)を対象とする情報公開請求をした(以下「本件情報公開請求」という。))。

2 前件情報公開拒否決定

これに対し、実施機関は、同月14日付けで下記の理由で、情報公開拒否決定をした(以下「前件情報公開拒否決定」という。))。

記

条例第5条第2項第3号アに該当

(理由) 当該「連携の概念図」は、鎌倉市・逗子市・葉山町におけるごみ処理広域化検討協議の意思決定過程の情報である。公開することにより、公正又は適正な意思決定を著しく妨げるものであることから、情報非公開とするもの。

3 前件不服申出

申出者は、同年3月20日、前件情報公開拒否決定について、逗子市情報公開審査委員に不服申出をした(平成30年度情報公開不服第3号。以下「前件不服」という。))。

4 前件勧告

前件不服について、逗子市情報公開審査委員は、平成31年4月17日、下記のとおり勧告をした(以下「前件勧告」という。なお、下記で用いている略称を本件でも用いるものとする。))。

記

「実施機関は、後記Ⅱ2(本書面のⅡ2)記載の本件情報公開拒否決定を取り消し、後記Ⅱ1(本書面のⅡ1)記載の本件情報公開請求に係る本件請求情報を、平成31年2月6日開催の平成30年度第7回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会作業部会(ワーキンググループ)(以下「本件部会」という。))で用いられた平成31年2月6日付けの「未定稿資料 鎌倉・逗子・葉山ブロックごみ処理広域化実施計画(たたき台)」(以下「本件実施計画」という。))の47頁の「図7. 1」(以下「本件図7. 1」という。)、50頁の「図7. 2」(以下「本件図7. 2」という。))及び53頁の「図7. 4」(以下「本件図7. 4」という。))と特定し、本件図7. 1について公開し、本件図7. 2及び本件図7. 4については、検討の上、公開決定等をすべきである。」

5 一部公開決定

実施機関は、令和元年5月20日、前件勧告に基づき、原処分を取り消し、改めて次のとおり一部公開決定をした(以下「本件一部公開決定」という。)

(1) 公開した部分

- ・ 本件図 7.1 の全部
- ・ 本件図 7.2 の表題部分、図の枠、図中の鎌倉市、逗子市及び葉山町の各市町名、並びに、それらを囲む枠の一部
- ・ 本件図 7.4 の表題部分の一部、図の枠、図中の鎌倉市、逗子市及び葉山町の各市町名、並びに、それらを囲む枠の一部

(2) 非公開とした部分

本件図 7.2 と本件図 7.4 の内上記公開した部分以外の部分(以下「非公開部分」という。)

(3) 非公開とする根拠条文

条例第5条第2項第3号ア及びイ

(4) 非公開とする理由

① 条例第5条第2項第3号アの該当理由

図7. 2については、鎌倉市の行政内部での検討途上の施設情報及び処理の流れの情報が含まれ、図7. 4については、逗子市及び鎌倉市の行政内部での検討途上の施設及び処理の流れの情報が含まれている。また、これらの将来的な各市町の施設の設置等について、鎌倉市・逗子市・葉山町の行政間で合意に至っていない。今後、行政間で合意に至った場合には、素案として市民・町民に説明し、一定の理解を得てから決定することになるが、方向性の決まっていない情報を公開することは、誤った情報に基づく市民の混乱を招き、意思決定を著しく妨げるものになる。

② 条例第5条第2項第3号イの該当理由

同文書(本件請求情報)に対する情報公開請求について、鎌倉市では一部公開決定を行っている。これに対し、鎌倉市が非公開とした部分を逗子市において公開することは、鎌倉市における情報公開条例の適切な運用について重大な弊害が生じ、鎌倉市の情報公開制度に対する鎌倉市民との信頼関係が破綻することになり、逗子市と鎌倉市との信頼関係を損なうことにもなる。また、当該対象情報は、前述のとおり検討途上の情報である。今後、行政間で合意に至った場合には、素案として市民に説明し、一定の理解を得てから決定することを予定しているにも関わらず、逗子市のみがこれを公開することは、鎌倉市及び葉山町との信頼関係を損なうことにも繋がり、ひいては鎌倉市・逗子市・葉山町間の協力関係を著しく損なうことになる。

Ⅲ 不服申出の趣旨

申出者は、令和元年5月21日、本件一部公開決定について、逗子市情報公開審査委員に不服申出をした(以下「本件不服」という。)。本件不服の理由は、以下のとおりである(不服申出書及び申出者からの事情聴取による。)

(1) 理由1(条例第5条第2項第3号アの該当理由について)

前件勧告別紙第5頁の「本件図7. 4について、条例第5条第2項第3号アに該当するとは認められない」を無視することは不当である。

(2) 理由2(条例第5条第2項第3号イの該当理由について)

鎌倉市が一部公開決定をしていることは、鎌倉市の問題であり、少なくとも逗子市該当部分は開示すべきである。「信頼を損なう」とするが、具体的にどのような信頼を損なうのかの説明がないことは不当である。

Ⅳ 実施機関の説明の要旨

実施機関は、前件勧告前、以下のとおり説明している。なお、実施機関から、本件不服について、上記本件一部公開決定の理由(Ⅱ5)、及び、これまでの説明(前件勧告前の説明)に補足する事項、及び、新たに情報公開審査委員に説明すべき事項はない旨の回答を得ている。

1 本件図7. 4について

(1) 条例第5条2項第3号ア該当性

ごみ処理問題は市民にとって関心が強い重大な問題であるところ、本件図7. 4を含む本件実施計画は、鎌倉市が作成したたたき台であり、合意はおろか方向性さえ決まっていない情報であり、また、まだできていない施設情報が記載されている未成熟な情報である。あたかもごみ処理広域化に係る2市1町の連携方法がきまったかのように市民に誤解され、市民による反対運動が起きてしまい、意思決定が著しく困難になる。本来、審議会をとおした計画について、パブリックコメント等で市民から意見をもらうという手順になるが、事前にあたかも決まったような計画が市民に公開されてしまうと、手順が逆になってしまい、意思決定を著しく害する。

(2) 条例第5条2項第3号イ該当性

本件情報公開拒否決定には記載していないが、本件図7. 4には、鎌倉市が議会や市民にまだ説明していない未公表の情報が記載されており、これを逗子市が公開してしまうと、鎌倉市に迷惑をかけ、鎌倉市との協力関係を著しく害する。

また、本件図7. 4には、葉山町の施設及び逗子市との連携を示す矢印が記載されているが、これもまだ不確かな情報であり、これを公開すると葉山町に迷惑をかけ、葉山町との協力関係を著しく害する。

2 本件図7. 2について

前記Ⅳ1(1)同様の理由で、今後の意思決定が著しく困難になる。

また、前記Ⅳ1(2)同様、鎌倉市及び葉山町に迷惑をかけ、協力関係を著しく害する。

V 調査経過

(前件勧告前の調査)

平成31年3月28日、申出人から事情を聴取した。

同日、資源循環課課長、同課係長及び同課主事から事情を聴取した。

同日、本件実施計画を検分した。

同年3月29日、情報公開審査委員の合議を行った。

同年4月4日、環境都市部部長、資源循環課課長及び同課係長から事情を聴取した。

同年4月5日及び4月9日、情報公開審査委員の合議を行った。

(前件勧告以降の調査)

令和元年5月23日、申出人から事情を聴取した。

同日、実施機関から、前件勧告後に鎌倉市及び葉山町(以下双方併せて「鎌倉市等」という。)に発信した「情報公開の諾否の確認について(照会)」と題する照会書、並びに、これに対する鎌倉市等からの回答書(以下「本件回答書」という。)の交付を受けた。

同年6月10日及び6月18日、情報公開審査委員の合議を行った。

VI 調査結果及び考察

1 条例第5条第2項3号ア該当性について

前件勧告のとおり、本件図7.2及び本件図7.4を含む本件実施計画は、鎌倉市、逗子市及び葉山町の2市1町のごみ処理広域化に関する調査及び検討等を所掌事項とする鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会が、同協議会のためのたたき台を作成する等の下準備をするために設置した作業部会で用いられたものであることから、不確定な情報であることは一見して明らかであり、市民に、本件図7.2及び本件図7.4が確定された情報であると誤解を生じさせるおそれがあるとはいえない。

また、不確定な情報であることを前提に、市民による反対運動等が生じる可能性は否定できないが、この事象は、市民によって市民の意思を市の意思決定過程に反映させる重要かつ正当な市政への参加方法の一つであり、市民に誤解や混乱を生じさせているものではない。

更に、市民による反対運動が生じた場合、その反対運動に対する対応が必要になることは想定されるが、それ故に「公正又は適正な意思決定を著しく妨げる」とは評価できない。

なお、実施機関からは、以上のような判断を覆すだけの説明はなされなかった。

したがって、非公開部分について、条例第5条第2項3号アに該当するとは認められない。

2 条例第5条第2項3号イ該当性について

実施機関は、上記のとおり、非公開部分について、条例第5条第2項3号イ該当性を指摘する。

条例第5条第2項3号イは、「市、国等の機関、独立行政法人等又は土地開発公社(以下「市の機関等」という。))との間における照会、回答、依頼、委任、協議等に基づ

いて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより国等、独立行政法人等又は土地開発公社との協力関係を著しく損なうもの」と規定している。

非公開部分を含む本件実施計画は、鎌倉市等との協議によって取得した情報であるから、条例第5条第2項3号イの前段である「…国等の機関…との間における…協議等に基づいて…取得した情報」にあたるものと考えられる。

次に、「公開することにより国等…との協力関係を著しく損なうもの」に該当するか否かについてであるが、実施機関は、前記Ⅱ5(4)②のとおり説明しているので、以下検討する。

(1) 鎌倉市が既に非公開決定をしていることについて

実施機関は、鎌倉市が、既に非公開部分について、非公開とする一部非公開決定を行っていることを理由に、鎌倉市における情報公開条例の適切な運用について重大な弊害が生じ、鎌倉市の情報公開制度に対する鎌倉市民との信頼関係が破綻し、逗子市と鎌倉市との信頼関係を損なうことになる旨説明している。

しかし、各地方公共団体が保有する情報の公開については、各地方公共団体の情報公開に関する条例が策定されており、その条例に従って各地方公共団体の判断(裁量)で行われるべきものである。よって、ある情報について、ある地方公共団体が非公開と判断していても、他の地方公共団体がそれとは異なる判断をすることもあり得ることである。特に逗子市は、情報公開について、より積極的に取り組んでいることが知られているので、他の地方公共団体が非公開とする情報であっても、逗子市が公開をすることも十分に想定しうることである。

よって、鎌倉市が一部非公開決定をしていることだけを理由に、「鎌倉市における情報公開条例の適切な運用について重大な弊害」が生じるとは、当然には言えないと考えられる。

(2) 検討途上の情報であること

また、実施機関は、非公開部分が、逗子市と鎌倉市等との間における合意に至っていない検討途上の情報であり、これを公開することは、鎌倉市等との信頼関係を損ない、協力関係を著しく損なう旨説明する。

しかし、前記でも述べたとおり、市政への市民参加を促進するという観点からすれば、検討途上の情報を市民が知ることは、市民によって市民の意思を市の意思決定過程に反映させるための重要な前提条件である。よって、検討途上の情報であるからといって、当然に非公開事由に該当するとは言えない。鎌倉市等は、逗子市が保有するに至った鎌倉市等に係る情報が、検討途上の情報であっても、逗子市の情報公開制度によって公開される可能性が存することを十分に認識しうるはずである。

したがって、検討途上の情報であることだけを理由に、鎌倉市等との協力関係が損なわれると判断するのは早計である。

(3) 更に、実施機関からの説明及び本件回答書の内容を前提に、インカメラ審理により実際に非公開部分を検分したが、非公開部分が公開されることにより、具体的にどのような弊害が生じ、鎌倉市等との協力関係が何故著しく損なわれるのか不明であり、実施機関から更なる具体的な説明がなされていない以上、非公開部分が公開されることにより、何らかの重大な弊害を引き起こすような情報が含まれているとは判断できない

い。

以上のとおりであり、非公開部分は、条例第5条第2項3号イには該当しないと判断する。

VII 結論

したがって、「I 処理の結果」のとおり判断した。